

都道府県中間年評価書 (集落協定等の自己評価関係)

都道府県名	滋賀県	担当部署	農政水産部農村振興課
-------	-----	------	------------

I 中山間地域等直接支払制度の実施状況（R3年度）

1. 制度の実施状況の概要

	協定数		農用地面積		交付額	
ア 集落協定	172	協定	2269	ha	33352	万円
a 基礎単価の対象	10	協定	106	ha	1387	万円
b 体制整備単価の対象	162	協定	2163	ha	29495	万円
c 加算措置						
(a) 棚田地域振興活動加算	4	協定	85	ha	853	万円
(b) 超急傾斜農地保全 管理加算	7	協定	56	ha	300	万円
(c) 集落協定広域化加算	4	協定	131	ha	394	万円
(d) 集落機能強化加算	5	協定	121	ha	283	万円
(e) 生産性向上加算	10	協定	235	ha	641	万円
イ 個別協定	3	協定	18	ha	254	万円
a 基礎単価の対象	2	協定	12	ha	118	万円
b 利用権設定等単価 (10割単価)の対象	1	協定	7	ha		万円
c 超急傾斜農地保全管理加算		協定		ha		万円
合計	175	協定	2287	ha	33607	万円

【参考】

R3年耕地面積※	36285	ha
----------	-------	----

※「耕地及び作付け面積統計」より転記

2. 集落協定の概要

	協定参加者数		交付面積		交付金額	
1 協定当たり平均値	25	人	13	ha	194	万円

【参考】

ア 協定参加者数	4227	人
イ 交付金配分額	33352	万円
a うち個人への配分	12167	万円
b うち共同取組活動	21186	万円

Ⅱ 都道府県による評価結果

1. 評価項目に対する都道府県の評価

(1) 集落協定

評価項目	評価結果（協定数）			
	◎	○	△	×
ア 集落マスタープランに係る活動	22	148	2	
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項				
a 耕作放棄の防止等の活動	24	145	3	
b 水路・農道等の管理	24	147	1	
c 多面的機能を増進する活動	23	147	2	
ウ 集落戦略の作成				
a 集落戦略の作成見込み	24	101	32	5
b 集落戦略の話し合いに用いる地図の作成状況	40	92	25	5
エ 加算措置の目標の達成状況・達成見込み				
a 棚田地域振興活動加算		4		
c 急傾斜農地保全管理加算	4	3		
d 集落協定広域化加算		4		
e 集落機能強化加算	2	2	1	
f 生産性向上加算	3	7		
オ 全体評価	優	良	可	不可
	100 (58%)	52 (30%)	13 (8%)	7 (4%)

1の(1)について都道府県の総合的な所見【必須】

全集落協定172協定のうち152協定（全体の88%）が「優」「良」の評価であり、集落協定による協定農用地の管理、多面的機能の保全の活動はおおむね順調に取り組まれている。一方、「可」「不可」と評価された協定は20協定（全体の12%）あり、高齢化による担い手・リーダーがいないことや新型コロナウイルス蔓延による話し合いが実施できなかったことにより集落戦略の作成が不十分な集落があったことによる。

(2) 個別協定

評価項目	評価結果（協定数）			
	◎	○	△	×
ア 利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業の受委託	1	2		
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項				
a 耕作放棄の防止等の活動		3		
b 水路・農道等の管理		3		
c 多面的機能を増進する活動		3		
ウ 利用権設定等として取り組むべき事項	1		1	
エ 加算措置（超急傾斜農地保全管理加算）				
オ 全体評価	優	良	可	不可
	2 (67%)	1 (33%)		

1の(2)について都道府県の総合的な所見【必須】

全個別協定3協定のうちすべての協定で「優」「良」の評価であり、各個人、団体により協定農用地の管理、多面的機能の保全の活動はおおむね順調に取り組まれている。

1について第三者機関の意見【必須】

2. 評価が「△」・「×」の評価項目に対する指導・助言の状況

(1) 集落協定

評価項目	指導・助言の内容の内訳（内訳ごとの協定数）									
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
ア 集落マスタープランに係る活動	1			1	2				1	
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項										
a 耕作放棄の防止等の活動					1		1		2	
b 水路・農道等の管理		1		1						
c 多面的機能を増進する活動	1	1			1				1	
ウ 集落戦略の作成										
a 集落戦略の作成状況・作成見込み	29	29			19		2			
b 地図の作成状況	20	12			19					5
エ 加算措置の目標の達成状況・達成見込み										
a 棚田地域振興活動加算										
b 超急傾斜農地保全管理加算										
c 集落協定広域化加算										
d 集落機能強化加算	1	1			1					
e 生産性向上加算										

(2) 個別協定

評価項目	指導・助言の内容の内訳（内訳ごとの協定数）									
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
ア 利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業の受委託										
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項										
a 耕作放棄の防止等の活動										
b 水路・農道等の管理										
c 多面的機能を増進する活動										
ウ 利用権設定等として取り組むべき事項	1				1				1	
エ 加算措置 （超急傾斜農地保全管理加算）										

3. 集落協定の話合いの回数と集落戦略の作成

(1) 集落協定の話合いの回数

		全協定数	話合い回数（回数ごとの協定数）			
			0回	1回	2回	3回以上
集落協定の話合いの状況	R 2年度	160	3 (2%)	22 (14%)	45 (28%)	90 (56%)
	うち集落戦略	149	46 (31%)	73 (49%)	19 (13%)	11 (7%)
	R 3年度	172	1 (1%)	23 (13%)	46 (27%)	102 (59%)
	うち集落戦略	162	50 (31%)	78 (48%)	18 (11%)	16 (10%)

3の(1)について都道府県の所見【必須】

ほとんどの集落協定において話し合いは実施されており、集落活動について合意形成が図られている。しかし、集落戦略作成に向けた話し合いでは、30%程度の協定で実施されておらず、50%程度の協定で1回しか実施されていない。これまでは新型コロナウイルス蔓延により開催が制限されていたため、今後は集落戦略作成のための進捗管理を支援し回数を増やす必要がある。

(2) 集落戦略作成の話合いの参加者

話合いの参加者	協定数	割合
① 協定参加者	128 協定	79 %
② 協定参加者以外の集落の住民	18 協定	11.1 %
③ 農業委員等、市町村や農業委員会及びJA等の関係組織の担当者	16 協定	9.88 %
④ NPO法人、企業、学識経験者、専門知識等を有する者	1 協定	0.62 %
⑤ 協定役員のみ	41 協定	25.3 %
⑥ 話し合いをしていない	5 協定	3.09 %

3の(2)について都道府県の所見【必須】

79%の集落協定で協定参加者が参加されるなど集落戦略作成にむけた合意形成が図られた。また、協定参加者以外の集落の住民が参加されるなど広域的な関係性が構築されている。市町等担当者が参加し、集落に寄り沿った支援がなされている。25%の集落協定では協定役員のみとなっているが、新型コロナウイルス蔓延により少人数で開催し、作成した資料を回覧するなど工夫が図られたところ。今後は役員に作成作業の負担が集中しないように呼び掛ける必要がある。

3について第三者機関の意見【必須】

4. 市町村に要望する支援内容

(1) 集落協定

(2) 個別協定

市町村に要望する支援内容	協定数	割合	市町村に要望する支援内容	協定数	割合
① 協定書作成に係る支援	61 <small>協定</small>	35.5 %	① 協定書作成に係る支援	2 <small>協定</small>	66.7 %
② 集落戦略作成に係る支援	84 <small>協定</small>	48.8 %	② 目標達成に向けた支援	2 <small>協定</small>	66.7 %
③ 目標達成に向けた支援	48 <small>協定</small>	27.9 %	③ 集落協定の立ち上げに向けた支援	<small>協定</small>	0 %
④ 協定の統合・広域化への支援	8 <small>協定</small>	4.65 %	④ 協定対象面積の拡大に向けた支援	<small>協定</small>	0 %
⑤ 事務負担軽減に向けた支援	62 <small>協定</small>	36 %	⑤ 事務負担軽減に向けた支援	3 <small>協定</small>	100 %
⑥ ①～⑤以外の支援	10 <small>協定</small>	5.81 %	⑥ ①～⑤以外の支援	<small>協定</small>	0 %
⑦ 特に支援を要望しない	42 <small>協定</small>	24.4 %	⑦ 特に支援を要望しない	<small>協定</small>	0 %

4の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

84協定（全体49%）が②集落戦略作成に係る支援を要望しており、個々の市町だけでなく県全域での作成の支援が必要である。例えば、市町担当者を集めた集落戦略の作成に向けた勉強会など。⑤事務負担軽減に向けた支援については、集落間の広域化による事務の集約化や事務の外部委託の推進があげられる。しかし、高齢化により意欲は低下しており、事務作業を引き受ける団体がない集落もあるため、制度の大きな見直しにより提出書類の簡素化が必要である。

4の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

Ⅲ 次期対策（令和7年度～）等

1. 継続の意向等

(1) 集落協定

次期対策（令和7年度～）での活動継続の意向等		協定数	割合
継続意向の協定数		158 協定	91.9 %
の広 意域 向化	広域化の意向がある	18 協定	11.4 %
	広域化の意向はない	140 協定	88.6 %
廃止意向の協定数		14 協定	8.14 %
協定 廃止 の理 由	① 活動の中心となるリーダーの高齢化のため	10 協定	71.4 %
	② 協定参加者の高齢化による体力や活動意欲低下のため	14 協定	100 %
	③ 地域農業の担い手がないため	10 協定	71.4 %
	④ 農業収入が見込めないため	7 協定	50 %
	⑤ 鳥獣被害の増加	6 協定	42.9 %
	⑥ 農道や水路、畦畔の管理が困難なため	5 協定	35.7 %
	⑦ 圃場条件が悪いため	7 協定	50 %
	⑧ 事務手続きが負担なため	4 協定	28.6 %
	⑨ 交付金の遡及返還への不安なため	2 協定	14.3 %
	⑩ 統合の相手先となる協定が近隣にないため	1 協定	7.14 %
	⑪ 協定内の意見がまとまらず、合意形成が困難なため	1 協定	7.14 %
	⑫ 交付金がなくても農用地の維持・管理が可能のため	協定	0 %
	⑬ その他	協定	0 %

(2) 個別協定

次期対策（令和7年度～）の継続意向等		協定数	割合
継続意向の協定数		3 協定	100 %
廃止意向の協定数		協定	0 %
協定廃止の理由	① 高齢化による体力低下や病気のため	協定	%
	② 後継者がいないため	協定	%
	③ これ以上の規模拡大が困難なため	協定	%
	④ 集落協定に参加するため	協定	%
	⑤ 農道や水路、畦畔の管理が困難なため	協定	%
	⑥ 農業収入が見込めないため	協定	%
	⑦ 鳥獣被害が増加しているため	協定	%
	⑧ 圃場条件が悪いため	協定	%
	⑨ 事務手続きが負担なため	協定	%
	⑩ 交付金の遡及返還が不安なため	協定	%
	⑪ 近隣の協定が農地を引き受けてくれるため	協定	%
	⑫ 交付金がなくても農用地の維持・管理ができるため	協定	%
	⑬ その他	協定	%

集落協定の広域化等に対する推進方針

広域化は体制強化や事務の簡素化などメリットがあるものの、すでに高齢化や人口減少により意欲低下している集落では広域化に向けた合意形成が困難である。広域化の意欲がある集落に対しては市町と協力し、説明会等を通じて合意形成を図っていききたい。

廃止意向の協定に対する働きかけの方針

高齢化や担い手不足により廃止意向の協定が顕著である。本交付金制度は集落の農業者等が主体となり事業を行ってきたが、集落での高齢化や担い手不足に対する対策は限界がきていることから、多様な主体との協働活動など関係人口の創出や担い手の育成に向けた事業を推進していききたい。

1の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

2. 協定の役員

(1) 集落協定

① 代表者

年齢	～59歳	31人 (18%)	60～69歳	76人 (44%)	70～79歳	58人 (34%)	80歳～	7人 (4%)
代表者になってからの年数	～2年	57人 (33%)	3年～7年	70人 (41%)	8年～	45人 (26%)		
次期対策での代表者の継続の目途	ある	104人 (66%)	協定	ない	54人 (34%)	協定		

② 事務担当者（会計）

年齢	～59歳	65人 (38%)	60～69歳	76人 (44%)	70～79歳	30人 (17%)	80歳～	1人 (1%)
担当者になってからの年数	～2年	52人 (30%)	3年～7年	69人 (40%)	8年～	51人 (30%)		
次期対策での担当者の継続の目途	ある	143人 (91%)	協定	ない	15人 (9%)	協定		

③ 事務委託等の状況

事務委任の有無		現在		今後	
なし		168人	協定 97.7%	162人	協定 94.2%
あり		4人	協定 2.33%	10人	協定 5.81%
委任先	行政書士・公認会計士	1人	協定 25%	1人	協定 10%
	事務組合		協定 0%		協定 0%
	NPO		協定 0%		協定 0%
	集落法人		協定 0%	1人	協定 10%
	J A		協定 0%		協定 0%
	土地改良区	1人	協定 25%	1人	協定 10%
	個人	1人	協定 25%	5人	協定 50%
	その他	1人	協定 25%	2人	協定 20%

(2) 個別協定

交付対象者

交付対象者	個人	2 協定 (67%)	法人	1 協定 (33%)	任意組織	協定 (0%)	その他	協定 (0%)
年齢	~59歳	2 人 (67%)	60~69歳	1 人 (33%)	70~79歳	人 (0%)	80歳~	人 (0%)
後継者の有無	いる	協定 (0%)		いない	3 協定 (100%)			

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

集落協定にあつては、協定代表者のおよそ40%が70歳以上であり高齢化が顕著である。また、34%の協定では後継者がいないため、後継者確保に向けた体制整備が必要。また、個別協定においては比較的若いものの、後継者がいないことから今後の体制についての検討が必要。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

都道府県中間年評価書
(集落協定等へのアンケート関係)

都道府県名	滋賀県	担当部署	農政水産部農村振興課
-------	-----	------	------------

Ⅳ アンケート調査の対象協定（集落）等数

	協定等数		アンケート実施 協定等数	
集落協定	172	協定	32	協定
個別協定	3	協定	2	協定
廃止協定		協定	1	協定
未実施集落		集落	1	集落
市町村		市町村	10	市町村

V-1 集落協定へのアンケート調査結果の評価

1 集落協定の範囲等

(1) 協定対象農用地と農業集落の農用地の範囲（範囲の図は別添のとおり）

	協定数		割合	
① 1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例-1	2	協定	6.25	%
② 1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例-2	1	協定	3.125	%
③ 1つの集落協定の中に、1つの農業集落がある例-1	16	協定	50	%
④ 1つの集落協定の中に、1つの農業集落がある例-2	9	協定	28.13	%
⑤ 1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例-1	2	協定	6.25	%
⑥ 1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例-2	2	協定	6.25	%

(2) 集落協定の話し合いの持ち方

	協定数		割合	
① 中山間地域等直接支払制度のための話し合いを開催	15	協定	46.88	%
② 地域の他の話し合いとともに、中山間地域等直接支払制度の話し合いを開催	17	協定	53.13	%

2 集落戦略

(1) 集落戦略の作成に当たっての工夫

	協定数		割合	
① アンケートや戸別訪問等により、話し合いの方法を工夫した	3	協定	9.375	%
② 話し合いをリードする者を活用して進めた	5	協定	15.63	%
③ 市町村や関係機関の協力を得て進めた	5	協定	15.63	%
④ 協定参加者が、今後も健在であることを前提として作成を進めた	9	協定	28.13	%
⑤ 担い手やリーダーの確保、農地中間管理機構への農地の貸付等に取り組んでいくことを前提に作成を進めた	3	協定	9.375	%
⑥ 集落戦略の作成範囲を分割し、一つの話し合いの単位を小さくして作成した	3	協定	9.375	%
⑦ その他	4	協定	12.5	%
⑧ 特になし	6	協定	18.75	%
⑨ まだ作成していない	10	協定	31.25	%

(2) 集落戦略の作成の効果

	協定数	割合
①集落営農を組織化・法人化した又はその計画がある	5 協定	15.63 %
②認定農業者や新規就農者を確保した又は確保する計画がある	4 協定	12.5 %
③集落でまとまって農地中間管理機構に農用地を貸し付けた又はその手続きを進めている	3 協定	9.375 %
④一部の農用地を農地中間管理機構に貸し付けた又はその手続きを進めている	2 協定	6.25 %
⑤担い手に農用地を貸し付けた又はその計画がある（農地中間管理機構を使わないケース）	8 協定	25 %
⑥基盤整備等により耕作条件を改善した又はその計画がある	4 協定	12.5 %
⑦スマート農業等の省力化技術を導入した又はその計画がある	3 協定	9.375 %
⑧耕作条件が劣る農地の粗放的管理や林地化を実施又はその計画がある	2 協定	6.25 %
⑨鳥獣害対策を実施した又はその計画がある	15 協定	46.88 %
⑩所得確保のため高収益農産物の生産や加工等を始めた又はその計画がある	3 協定	9.375 %
⑪他の協定等との統合・連携をした又はその計画がある	1 協定	3.125 %
⑫高齢者等への声掛けや見守り等の生活支援活動を開始した又はその計画がある	2 協定	6.25 %
⑬特に何もしていない	9 協定	28.13 %
⑭その他	1 協定	3.125 %

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

④の回答が多く、高齢化が進む中で前向きに作成が進められている。中心となる方による主導的な作成や市町の支援によって計画的に進められている。集落戦略を作成した集落では、鳥獣害対策の実施や担い手への農地の集積を計画的に行うなど効果が表れている。未作成の集落があるものの作成の目的は立っているため、作成された集落戦略の活動を促す必要がある。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

※ アンケート対象の集落協定数が5未満の都道府県は、「V-1 集落協定へのアンケート調査結果の評価」中の「都道府県の所見」と「第三者機関の意見」は省略可能

3 加算措置に取り組む際に中心となった者

	協定数				
	広域化加算	集落機能強化加算	生産性向上加算	棚田加算	超急傾斜加算
①協定代表者	1 (3%)	1 (3%)	1 (3%)	1 (3%)	0 (0%)
②協定代表者以外の協定参加者	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (3%)	1 (3%)
③統合された集落協定又は集落の側から	0 (0%)	0 (0%)	1 (3%)	0 (0%)	0 (0%)
④市町村等の行政からの働きかけ	0 (0%)	1 (3%)	1 (3%)	0 (0%)	0 (0%)
⑤その他	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)

4 第5期対策における本制度の効果について

(1) 本制度に取り組まなかった場合に協定対象農地が荒廃農用地になっていた割合

	協定数	割合
①協定対象農用地の1割未満	9 協定	28.13 %
②協定対象農用地の1～3割	9 協定	28.13 %
③協定対象農用地の3～5割	1 協定	3.125 %
④協定対象農用地の5割以上	5 協定	15.63 %
⑤荒廃化していない	8 協定	25 %

(2) 隣接する集落の状況

ア 隣接する集落の本制度の取組状況

	協定数	割合
①隣接する集落は本制度に取り組んでいる	19 協定	59.38 %
②隣接する集落は本制度に取り組んでいない	6 協定	18.75 %
③隣接する集落が本制度に取り組んでいるか分からない	7 協定	21.88 %

イ 本制度に取り組んでいない隣接集落の農用地の荒廃状況

	協定数	割合
①ここ数年、荒廃した農地が目立ってきた	1 協定	3.125 %
②ここ数年、耕作されていない農用地が目立ってきた	3 協定	9.375 %
③以前と変わらない	8 協定	25 %
④以前よりも荒廃や耕作されていない農用地が減った	協定	0 %
⑤その他	協定	0 %

(3) 本制度や加算に取り組んだことによる効果

	協定数					
	ア 制度による全体の効果	イ 加算に取り組んだことによる効果				
		広域化加算	集落機能強化加算	生産性向上加算	棚田加算	超急傾斜加算
①荒廃農地の発生防止	26 (81%)	1 (3%)	1 (3%)	1 (3%)	1 (3%)	1 (3%)
②水路・農道等の維持、地域の環境が保全された	27 (84%)	1 (3%)	1 (3%)	1 (3%)	1 (3%)	0 (0%)
③農業機械等の共同利用により作業が効率化した	8 (25%)	1 (3%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (3%)	0 (0%)
④農業（農外）収入が増加した	3 (9%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (3%)	0 (0%)	0 (0%)
⑤集落営農の組織化・法人化、新規就農者等の担い手を確保（増加）した	4 (13%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (3%)	0 (0%)
⑥担い手への農地の集積・集約が進んだ	5 (16%)	0 (0%)	1 (3%)	1 (3%)	0 (0%)	1 (3%)
⑦鳥獣被害が減少した	19 (59%)	0 (0%)	1 (3%)	1 (3%)	1 (3%)	0 (0%)
⑧荒廃農地を再生した	2 (6%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (3%)	0 (0%)	0 (0%)
⑨都市住民等との交流が増加した	3 (9%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (3%)	0 (0%)
⑩定住者等を確保した	1 (3%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）を開始（拡大）した	1 (3%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
⑫集落の寄り合いや行事等の集落機能が維持された	8 (25%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (3%)	1 (3%)	0 (0%)
⑬その他	1 (3%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
⑭特に効果は感じられない	1 (3%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)

4の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

多くの集落で本制度の実施により荒廃農地の発生は防止された。水路・農道の維持管理や鳥獣被害の減少により地域資源の保全が図られている。

4の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

5 集落協定が実施している各種の活動

(1) 集落協定が実施している活動

	協定数	
	ア 現在実施している活動	イ 今後実施予定の活動（今後も継続する活動含む）
①協定対象農用地以外の農用地の保全活動（草刈り、耕起、畦畔の草刈り、法面の管理等）	15 (47%)	15 (47%)
②協定対象農用地に隣接しない農道・水路等の維持・管理活動（多面的機能支払による活動を含む）	16 (50%)	17 (53%)
③鳥獣緩衝帯の設置・草刈り	14 (44%)	14 (44%)
④維持できなくなった農地の林地化（計画的な植林）	1 (3%)	0 (0%)
⑤農作業の共同化	7 (22%)	7 (22%)
⑥農業機械の共同利用	10 (31%)	10 (31%)
⑦鳥獣害対策	25 (78%)	22 (69%)
⑧放牧、景観作物の栽培等の粗放的農地利用	5 (16%)	4 (13%)
⑨都市住民との交流活動	3 (9%)	3 (9%)
⑩農産物の販売・加工	3 (9%)	3 (9%)
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）	4 (13%)	3 (9%)
⑫生き物観察や生物保全活動	1 (3%)	1 (3%)
⑬その他	0 (0%)	0 (0%)
⑭協定対象農用地の保全活動、農道・水路等の維持・管理活動以外の活動はしていない	2 (6%)	2 (6%)

(2) (1)の活動に当たっての連携組織

	協定数	
	ア 現在実施している活動	イ 今後実施予定の活動（今後も継続する活動含む）
①市町村、都道府県	8 (25%)	9 (28%)
②自治会、町内会	20 (63%)	17 (53%)
③子ども会、婦人会、青年会、老人会、地域の団体	4 (13%)	4 (13%)
④地域運営組織	5 (16%)	6 (19%)
⑤社会福祉協議会、NPO、社会福祉法人	1 (3%)	1 (3%)
⑥保育園・幼稚園、小・中学校、高等学校	0 (0%)	0 (0%)
⑦大学	3 (9%)	3 (9%)
⑧他の集落協定、集落営農組織、多面的機能支払交付金の活動組織、土地改良区、JA	7 (22%)	8 (25%)
⑨民間企業	1 (3%)	1 (3%)
⑩地域おこし協力隊	1 (3%)	2 (6%)
⑪その他	2 (6%)	2 (6%)
⑫連携している組織はない	7 (22%)	7 (22%)

5の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

協定農用地外の農用地や協定農用地に隣接していない水路・農道等の管理がなされるなど、集落が一体となり農業生産活動の環境整備が行われている。活動にあたっては、地域内の自治会などの団体と連携するなど農業者以外の参画が見込まれるほか、大学などの地域外の団体を迎え入れボランティア活動を行うなどの取組がみられる。

5の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

V-2 個別協定へのアンケート調査結果の評価

1 第5期対策における本制度の効果

(1) 本制度に取り組まなかった場合に協定対象農用地が荒廃農地になっていた割合

	協定数	割合
①協定対象農用地の1割未満	0	0%
②協定対象農用地の1～3割	2	100%
③協定対象農用地の3～5割	0	0%
④協定対象農用地の5割以上	0	0%
⑤荒廃化していない	0	0%

(2) 隣接する集落の状況

ア 隣接する集落の本制度の取組状況

	協定数	割合
①隣接する集落は本制度に取り組んでいる	1	50%
②隣接する集落は本制度に取り組んでいない	1	50%
③隣接する集落が本制度に取り組んでいるか分からない	0	0%

イ 本制度に取り組んでいない隣接集落の農用地の荒廃状況

	協定数	割合
①ここ数年、荒廃した農地が目立ってきた	0	0%
②ここ数年、耕作されていない農用地が目立ってきた	0	0%
③以前と変わらない	1	50%
④以前よりも荒廃や耕作されていない農用地が減った	0	0%
⑤その他	0	0%

(3) 本制度に取り組んだことによる効果

	協定数	割合
①荒廃農地の発生防止	2	100%
②水路・農道等の維持、地域の環境が保全された	1	50%
③農業機械等の共同利用により作業が効率化した	0	0%
④農業（農外）収入が増加した	1	50%
⑤集落営農の組織化・法人化、新規就農者等の担い手を確保（増加）した	0	0%
⑥担い手への農地の集積・集約化が進んだ	1	50%
⑦鳥獣被害が減少した	1	50%
⑧荒廃農地を再生した	0	0%
⑨都市住民等との交流が増加した	0	0%
⑩定住者等を確保した	0	0%
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）を開始（拡大）した	0	0%
⑫集落の寄り合いや行事等の集落機能が維持された	0	0%
⑬その他	0	0%
⑭特に効果は感じられない	0	0%

1の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

--

1の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

--

※ アンケート対象の個別協定数が5未満の都道府県は、「V-2 個別協定へのアンケート調査結果の評価」中の「都道府県の所見」と「第三者機関の意見」は省略可能

2 今後の経営意向

(1) 経営規模の拡大意向

	協定数		割合	
①規模拡大の意向がある		協定	0	%
②現状維持	1	協定	50	%
③規模拡大より農地を集約したい		協定	0	%
④規模を縮小したい(農業経営をやめる意向を含む)	1	協定	50	%

(2) 規模拡大に当たっての農用地の条件

	協定数		割合	
①農地面積や圃場条件にはこだわらない		協定	0	%
②基盤整備済みの圃場であること		協定	0	%
③農業用水(灌水施設を含む)が利用できること	1	協定	50	%
④鳥獣害防止柵等の対策が講じられていること		協定	0	%
⑤農道の整備やほ場に大型機械が入ること		協定	0	%
⑥日当たりや水はけの良い圃場であること		協定	0	%
⑦環境保全型農業に適した圃場であること		協定	0	%
⑧ほ場が面的にまとまっていること		協定	0	%
⑨賃料が安いこと	1	協定	50	%
⑩その他		協定	0	%

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

--

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

--

V-3 廃止協定へのアンケート調査結果の評価

1 第4期末まで協定対象農用地として維持・管理してきた農用地の現在の状況

	元協定数	割合
① 荒廃した農用地がある	1 協定	100 %
② 作付けしない農用地がある	1 協定	100 %
③ 転用された農用地がある	協定	0 %
④ 林地化（植林）された農用地がある	協定	0 %
⑤ 景観作物の作付や放牧等の粗放的利用されている農用地がある	協定	0 %
⑥ 担い手から所有者に返還された農用地がある	1 協定	100 %
⑦ 担い手に貸し付けされた農用地がある	協定	0 %
⑧ 鳥獣被害が発生している	協定	0 %
⑨ 災害による被害を受けた農用地がある	協定	0 %
⑩ 基盤整備された農用地がある（令和2年4月以降）	協定	0 %
⑪ 以前と特に変わらない（令和2年4月以降）	協定	0 %
⑫ その他	協定	0 %

1について都道府県の所見【必須】

1について第三者機関の意見【必須】

※ アンケート対象の廃止協定数が5未満の都道府県は、「V-3 廃止協定へのアンケート調査結果の評価」中の「都道府県の所見」と「第三者機関の意見」は省略可能

2 集落の共同活動

(1) 現在の集落での共同活動

	元協定数	割合
① 農地の保全活動（草刈り、耕起、畦畔の草刈り、法面の管理等）	協定	0 %
② 農道・水路等の維持・管理活動（多面的機能支払による活動を含む）	1 協定	100 %
③ 鳥獣緩衝帯の設置・草刈り	1 協定	100 %
④ 維持できなくなった農地の林地化（計画的な植林）	協定	0 %
⑤ 農作業の共同化	協定	0 %
⑥ 農業機械の共同利用	協定	0 %
⑦ 鳥獣害対策	1 協定	100 %
⑧ 放牧、景観作物の栽培等の粗放的農地利用	協定	0 %
⑨ 都市住民との交流活動	協定	0 %
⑩ 農産物の販売・加工	1 協定	100 %
⑪ 地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）	協定	0 %
⑫ 生き物観察や生物保全活動	協定	0 %
⑬ その他	協定	0 %
⑭ 集落で共同活動は実施していない	協定	0 %

(2) 現在の共同活動の参加者の数

	元協定数	割合
① 集落協定の活動していた当時より減った	1 協定	100 %
② 集落協定の活動していた当時より増えた	協定	0 %
③ 集落協定の活動していた当時と変わらない	協定	0 %

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

3 5年後（令和10年度）の集落の状況

(1) 「話し合い」や「行事」のまとめ役（リーダー）となる者の5年後の有無

	元協定数	割合
①いる	1 協定	100 %
②いない	協定	0 %

(2) 地域の農業の「担い手」の5年後の有無

	元協定数	割合
①いる	協定	0 %
②いない	1 協定	100 %

(3) 集落の農用地の5年後の荒廃状況

	元協定数	割合
①集落の農用地の1割未満が荒廃する	協定	0 %
②集落の農用地の1～3割が荒廃する	協定	0 %
③集落の農用地の3～5割が荒廃する	協定	0 %
④集落の農用地の5割以上が荒廃する	1 協定	100 %
⑤荒廃化しない	協定	0 %

3の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

3の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

4 集落協定の範囲等

(1) 元協定対象農用地と農業集落の農用地の範囲（範囲の図は別添のとおり）

	協定数	割合
①1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例-1	協定	0 %
②1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例-2	協定	0 %
③1つの集落協定の中に、1つの農業集落がある例-1	協定	0 %
④1つの集落協定の中に、1つの農業集落がある例-2	1 協定	100 %
⑤1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例-1	協定	0 %
⑥1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例-2	協定	0 %

(2) 集落協定の話し合いの持ち方

	協定数	割合
①中山間地域等直接支払制度のための話し合いを開催	1 協定	100 %
②地域の他の話し合いとともに、中山間地域等直接支払制度の話し合いを開催	協定	0 %

5 近隣の集落協定から誘いがあった場合の対応

	元協定数	割合
①元協定参加農家の中には、参加する農家もいると思われる	協定	0 %
②活動に参加する農家はない	1 協定	100 %
③近隣集落に協定がない	協定	0 %

5について都道府県の所見【必須】

5について第三者機関の意見【必須】

V-4 未実施集落へのアンケート調査結果の評価

1 現在の集落の状況

(1) 「話し合い」や「行事」のまとめ役（リーダー）となる者の有無

	集落数	割合
①いる	0 集落	0 %
②いない	1 集落	100 %

(2) 地域の農業の「担い手」の有無

	集落数	割合
①いる	1 集落	100 %
②いない	0 集落	0 %

(3) 現在の集落での共同活動

	集落数	割合
①農地の保全活動（草刈り、耕起、畦畔の草刈り、法面の管理等）	0 集落	0 %
②農道・水路等の維持・管理活動（多面的機能支払による活動を含む）	0 集落	0 %
③鳥獣緩衝帯の設置・草刈り	0 集落	0 %
④維持できなくなった農地の林地化（計画的な植林）	0 集落	0 %
⑤農作業の共同化	0 集落	0 %
⑥農業機械の共同利用	0 集落	0 %
⑦鳥獣害対策	0 集落	0 %
⑧放牧、景観作物の栽培等の粗放的農地利用	0 集落	0 %
⑨都市住民との交流活動	0 集落	0 %
⑩農産物の販売・加工	0 集落	0 %
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）	0 集落	0 %
⑫生き物観察や生物保全活動	0 集落	0 %
⑬その他	0 集落	0 %
⑭集落で共同活動は実施していない	1 集落	100 %

1の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

1の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

※ アンケート対象の未実施協定数が5未満の都道府県は、「V-4 未実施集落へのアンケート調査結果の評価」中の「都道府県の所見」と「第三者機関の意見」は省略可能

2 農用地の状況

(1) 農用地の耕作者

	集落数	割合
①地域の担い手が主に耕作	1 集落	100 %
②地域の担い手と各農家がそれぞれ耕作	0 集落	0 %
③各農家がそれぞれ耕作	0 集落	0 %
④ほとんどの農地が荒廃化し、誰も耕作していない	0 集落	0 %

(2) 集落の農用地の状況

ア 最近5年間の集落の農用地の状況の変化

	集落数	割合
① 荒廃した農用地がある	1 集落	100 %
② 作付けしない農用地がある	1 集落	100 %
③ 転用された農用地がある	集落	0 %
④ 林地化（植林）された農用地がある	集落	0 %
⑤ 景観作物の作付けや放牧等の粗放的利用されている農用地がある	集落	0 %
⑥ 担い手から所有者に返還された農用地がある	集落	0 %
⑦ 担い手に貸し付けされた農用地がある	集落	0 %
⑧ 鳥獣被害が発生している	集落	0 %
⑨ 災害による被害を受けた農用地がある	集落	0 %
⑩ 基盤整備された農用地がある（令和2年4月以降）	集落	0 %
⑪ 以前と特に変わらない（令和2年4月以降）	集落	0 %
⑫ その他	集落	0 %

イ 集落の農用地の5年後の荒廃状況

	集落数	割合
① 集落の農用地の1割未満が荒廃する	集落	0 %
② 集落の農用地の1～3割が荒廃する	1 集落	100 %
③ 集落の農用地の3～5割が荒廃する	集落	0 %
④ 集落の農用地の5割以上が荒廃する	集落	0 %
⑤ 荒廃化しない	集落	0 %

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

3 中山間地域等直接支払制度の認知度

(1) 中山間地域等直接支払制度を知っているか

	集落数	割合
① 聞いたこともあり、少しは制度の内容を知っている	1 集落	100 %
② 制度があることは知っているが、内容は知らない	集落	0 %
③ 知らない	集落	0 %

(2) 中山間地域等直接支払制度が集落の話合いで出たことがあるか

	集落数	割合
① 集落で中山間地域等直接支払制度の話が出たことがある	1 集落	100 %
② 出たことはない	集落	0 %

(3) 中山間地域等直接支払制度に取り組まなかった理由

	集落数	割合
①集落内の合意が取れなかったため	集落	0 %
②交付金の返還等の要件が厳しかったため	集落	0 %
③事務手続きが負担となるため	1 集落	100 %
④制度の対象となる農用地の要件を満たさなかったため	1 集落	100 %
⑤取り組むに当たって、中心となるリーダーがいなかったため	1 集落	100 %
⑥農家が高齢化しており、5年間続ける自信がなかったため	1 集落	100 %
⑦地域農業の中心となる者がいなかったため	集落	0 %
⑧農業収入が見込めなかったため	集落	0 %
⑨鳥獣被害が増加していたため	集落	0 %
⑩近隣の集落も取り組んでいなかったため	集落	0 %
⑪ほ場条件が悪いため	集落	0 %
⑫中山間地域等直接支払制度がなくても農用地の維持・管理が可能であるため	集落	0 %
⑬その他	集落	0 %

(4) 中山間地域等直接支払制度に取り組む意向の有無

	集落数	割合
①ある	集落	0 %
②ない	1 集落	100 %

3の(1)から(4)について都道府県の所見【必須】

3の(1)から(4)について第三者機関の意見【必須】

V-5 市町村へのアンケート調査結果の評価

1 第5期対策の中山間等直接支払制度の効果

(1) 荒廃農地の発生・防止への貢献の程度

	市町村数	割合
①かなり貢献した	3 市町村	30 %
②一定程度貢献した	5 市町村	50 %
③やや貢献した	2 市町村	20 %
④貢献していない	市町村	0 %

(2) 本制度の効果

	協定数	割合
①荒廃農地の発生防止	8 市町村	80 %
②水路・農道等の維持、地域の環境が保全された	8 市町村	80 %
③農業機械等の共同利用により作業が効率化した	3 市町村	30 %
④農業（農外）収入が増加した	2 市町村	20 %
⑤集落営農の組織化・法人化、新規就農者等の担い手を確保（増加）した	1 市町村	10 %
⑥担い手への農地の集積・集約が進んだ	1 市町村	10 %
⑦鳥獣被害が減少した	8 市町村	80 %
⑧荒廃農地を再生した	1 市町村	10 %
⑨都市住民等との交流が増加した	2 市町村	20 %
⑩定住者等を確保した	市町村	0 %
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）を開始した	市町村	0 %
⑫集落の寄り合いや行事等の集落機能が維持された	2 市町村	20 %
⑬その他	市町村	0 %
⑭特に効果は感じられない	市町村	0 %

(3) 本制度の必要性

	協定数	割合
①現行制度を維持し、制度を継続する必要がある	6 市町村	60 %
②制度の見直しを行い、継続する必要がある	4 市町村	40 %
③制度を廃止しても構わない	市町村	0 %

1の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

すべての市町で荒廃農地の発生防止に貢献しており、水路・農道等の管理や鳥獣被害の減少の効果が表れている。また、すべての市町で制度の継続が必要とされているうえに、制度の見直しが求められている。

1の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

※ アンケート対象の市町村数が5未満の都道府県は、「V-5 市町村へのアンケート調査結果の評価」中の「都道府県の所見」と「第三者機関の意見」は省略可能

2 本制度の改善点等

(1) 本制度の改善点

	協定数	割合
①対象地域の要件緩和	1 市町村	10 %
②傾斜区分の要件緩和	2 市町村	20 %
③一団の農用地（1ha以上）の要件緩和	1 市町村	10 %
④協定活動期間（5年間）の緩和	5 市町村	50 %
⑤必須活動の内容の緩和	2 市町村	20 %
⑥集落戦略の内容の簡素化	6 市町村	60 %
⑦集落マスタープランの活動方策の内容の見直し	市町村	0 %
⑧交付単価の増額	2 市町村	20 %
⑨加算の充実	1 市町村	10 %
⑩交付金返還規定の緩和	2 市町村	20 %
⑪協定書様式・申請手続きの簡素化等の事務負担の軽減	10 市町村	100 %
⑫その他	市町村	0 %

(2) 集落や農用地を維持するための支援や対策

	協定数	割合
①農業の担い手を確保するための支援	8 市町村	80 %
②担い手への農地の集積・集約化のための支援	4 市町村	40 %
③地域外からの定住者等を確保するための支援	1 市町村	10 %
④集落協定の広域化や統合に対する支援	2 市町村	20 %
⑤鳥獣害対策に対する支援	6 市町村	60 %
⑥高収益作物の生産やブランド化、農産物加工に対する支援	4 市町村	40 %
⑦機械の共同利用や農作業の効率化に対する支援	3 市町村	30 %
⑧地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）に対する支援	市町村	0 %
⑨地域の各種団体と連携・協力し、地域の農用地を守る仕組みを構築する取組への支援	2 市町村	20 %
⑩都市部の組織や市民との交流活動等や地域情報を発信するための支援	市町村	0 %
⑪地域の活動をサポートする組織や人材を確保するための支援	1 市町村	10 %
⑫農業機械の購入、農業用施設や農産加工施設等の整備に対する支援	4 市町村	40 %
⑬傾斜地において、安全に農作業できる農業用機械の購入に対する支援	3 市町村	30 %
⑭その他	市町村	0 %
⑮特になし	市町村	0 %

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

集落戦略の簡略化に対する要望が多く、集落戦略の複雑さや合意形成の難しさがうかがえ、集落戦略の作成の遅れにつながっている。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

3 今後の農地利用や集落機能等

(1) 次期対策

ア 次期対策における協定数

	協定数	割合
①おおむね現状維持が見込まれる	6 市町村	60 %
②若干の減少が見込まれる	4 市町村	40 %
③かなりの減少が見込まれる	市町村	0 %
④ほぼすべての協定の廃止が見込まれる	市町村	0 %
⑤協定の統合・広域化が進むことが見込まれる	市町村	0 %
⑥新規の協定や活動再開の協定により、協定数の増加が見込まれる	市町村	0 %

イ 協定数の減少要因

	協定数	割合
①活動の中心となるリーダーの高齢化のため	1 市町村	10 %
②協定参加者の高齢化による体力や活動意欲低下のため	1 市町村	10 %
③地域農業の中心となる者がいないため	1 市町村	10 %
④農業収入が見込めないため	市町村	0 %
⑤鳥獣被害増加のため	市町村	0 %
⑥事務手続きが負担なため	1 市町村	10 %
⑦交付金の遡及返還が不安なため	1 市町村	10 %
⑧統合の相手先となる協定が近隣にないため	市町村	0 %
⑨協定内の意見がまとまらず、合意形成が困難なため	市町村	0 %
⑩その他	市町村	0 %

ウ 集落協定の統合・広域化の推進方針

	協定数		割合	
①小規模集落協定に対して周辺の集落協定への統合を推進する	1	市町村	10	%
②高齢化が進んでいる集落協定に対して周辺集落協定への統合を推進する		市町村	0	%
③集落協定の規模等に関わらず統合を推進する	1	市町村	10	%
④集落協定に対して周辺の未実施集落の取り込みを推進する		市町村	0	%
⑤未実施集落に対する協定締結を推進する		市町村	0	%
⑥担い手に対して個別協定に取り組むことを推進する		市町村	0	%
⑦相談があれば対応するが、特段の推進は考えていない	9	市町村	90	%
⑧その他		市町村	0	%

(1) のアからウについて都道府県の所見【必須】

高齢化や人口減少による協定数の減少が見込まれるが、集落の広域化については受け手であり、特段に推進する市町は少ない。

(1) のアからウについて第三者機関の意見【必須】

(2) 5年後（令和10年）の農用地の利用、集落機能等

ア 農用地の荒廃状況

	協定数		割合	
①かなり荒廃が進む	1	市町村	10	%
②やや荒廃が進む	9	市町村	90	%
③荒廃化しない		市町村	0	%
④荒廃農地の解消が進む		市町村	0	%

イ 集落の寄り合いの回数

	協定数		割合	
①今よりも増加する		市町村	0	%
②今と変わらない	5	市町村	50	%
③今よりも減少する	5	市町村	50	%

ウ 集落の各種行事の回数

	協定数		割合	
①今よりも増加する		市町村	0	%
②今と変わらない	4	市町村	40	%
③今よりも減少する	6	市町村	60	%

(2) のアからウについて都道府県の所見【必須】

すべての市町で農用地の荒廃化が進む見込みである。また、寄り合いの回数が減少すると回答した市町では、行事の回数も減少すると回答する傾向にあった。

(2) のアからウについて第三者機関の意見【必須】

4 集落戦略

(1) 集落戦略作成の推進に当たっての苦労

	協定数	割合
①話し合う場を設けることが困難であった	2 市町村	20 %
②協定参加者以外の参集に苦労した	1 市町村	10 %
③話し合いをリードする者の確保など、話し合いを進めることに苦労した	1 市町村	10 %
④担い手が耕作する農地を明確化することに苦労した	市町村	0 %
⑤草刈り等の管理のみを行う農地（粗放的利用する農地）を明確化することに苦労した	市町村	0 %
⑥地域の農業を担う担い手の目途が立たない	4 市町村	40 %
⑦地域の寄り合いや行事を主導するリーダーの目途が立たない	3 市町村	30 %
⑧高齢化が進み、10年後の農用地の将来像を考えること自体が難しかった	7 市町村	70 %
⑨協定を広域化したため、どの範囲でどうやって集落戦略を作成するかなどの調整に苦労した	市町村	0 %
⑩その他	1 市町村	10 %
⑪特になし	市町村	0 %

(2) 集落戦略作成の推進に当たっての工夫

	協定数	割合
①アンケートや戸別訪問等により、話し合いの方法を工夫した	2 市町村	20 %
②話し合いをリードする者を活用して進めた	3 市町村	30 %
③関係機関の協力を得て進めた	3 市町村	30 %
④協定参加者が、今後も健在であることを前提として作成を進めた	6 市町村	60 %
⑤担い手やリーダーの確保、農地中間管理機構への農地の貸付等に取り組んでいくことを前提に作成を進めた	1 市町村	10 %
⑥集落戦略の作成範囲を分割し、一つの話合いの単位を小さくして作成した	市町村	0 %
⑦その他	2 市町村	20 %
⑧特になし	1 市町村	10 %

4の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

高齢化や担い手不足により10年後の将来像を考えることが困難な中で、協定参加者が健在であることを前提に作成を進めるなど工夫されている。

4の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

5 農村RMOの推進の意向

	協定数	割合
①現在も推進しており、今後も推進する予定	1 市町村	10 %
②現在は推進していないが、今後は推進する予定	市町村	0 %
③現在は推進しているが、今後は推進しない予定	市町村	0 %
④現在も推進していないが、今後も特に推進しない予定	9 市町村	90 %
⑤その他	市町村	0 %

5について都道府県の所見【必須】

農村RMOを積極的に推進する市町は少ないものの地域レベルでの要望が出てきている。集落機能の維持への有効な体制づくりであることから、その様な要望に対して支援を行うことで関係市町を巻き込み、県内全体で推進を図ってきたい。

5について第三者機関の意見【必須】

都道府県の推進体制に関する自己評価票

都道府県名	滋賀県	担当部署	農政水産部農村振興課
1 市町村及び都道府県出先機関に対して行った本制度の推進内容			
(1) 協定の統合・広域化等に対する支援<全都道府県(令和2年度及び3年度状況)>			
①協定の統合・広域化を目指す協定の掘り起こし			○
②近隣協定への統合等を希望する協定や集落の掘り起こし			
③統合・広域化に向けた話し合いに出席			
④協定や集落との意見調整			○
⑤関係機関等に対して話し合いへの出席を依頼			○
⑥目標達成に向けた技術的助言			
⑦事例紹介			○
⑧協定役員等を参集した説明会の開催			
⑨市町村独自のマニュアル等の作成・配布			
⑩その他	(その他の内容)		
⑪特に何もしていない			
(2) 廃止協定、未実施集落に対する支援<全都道府県(令和2年度及び3年度状況)>			
①集落の代表者や役員に対して活動を働きかけ			
②集落の話し合い等に出席し活動を働きかけ			○
③近隣協定への参加を働きかけ			
④チラシ等を配布			
⑤制度の説明会への出席を依頼			
⑥その他	(その他の内容)		
⑦特に何もしていない			
(3) 集落戦略作成に対する支援<全都道府県(令和2年度及び3年度状況)>			
①集落戦略の話し合いに出席			
②集落戦略の話し合いをリードする専門家等を紹介			
③関係機関等に対して話し合いへの出席を依頼			
④協定に対する技術的助言			
⑤事例紹介			○
⑥協定役員等を参集した説明会の開催			
⑦市町村独自のマニュアル等の作成・配布			
⑧その他	(その他の内容)		
⑨特に何もしていない			

2 関係機関との連携状況

中山間地域等直接支払制度の推進、活動目標達成に向けた支援等に当たって、関係機関・団体等との連携状況＜全都道府県（令和4年度8月現在の状況）＞
（該当するものに「○」、特に連携を密にしている関係機関に「◎」）

①都道府県の農業担当以外の部局	
②都道府県農業委員会ネットワーク機構（都道府県農業会議）	
③農協中央会	
④農地中間管理機構	
⑤県土連	○
⑥都道府県農業再生協議会	
⑦都道府県担い手育成総合支援協議会	
⑧都道府県農業法人協会	
⑨まちづくり関係の組織・団体	
⑩福祉関係の組織・団体	
⑪その他	（その他の内容）
⑫特になし	

3 本制度の推進に対する自己評価（令和4年8月までの支援状況を評価）

（1）市町村及び都道府県出先機関に対する本制度の推進についての自己評価＜全都道府県＞	○
（2）関係機関との連携についての自己評価＜全都道府県＞	○
◎：十分な推進や支援を行っている ○：一定程度の推進や支援を行っている △：推進や支援を十分していない ×：推進や支援をしていない	

協定対象農用地の範囲と農業集落の農用地の範囲

